

丹波山村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 令和3年度の人件費率
令和4年度	人 516	千円 2,334,056	千円 32,394	千円 308,048	% 13.2	% 15.1

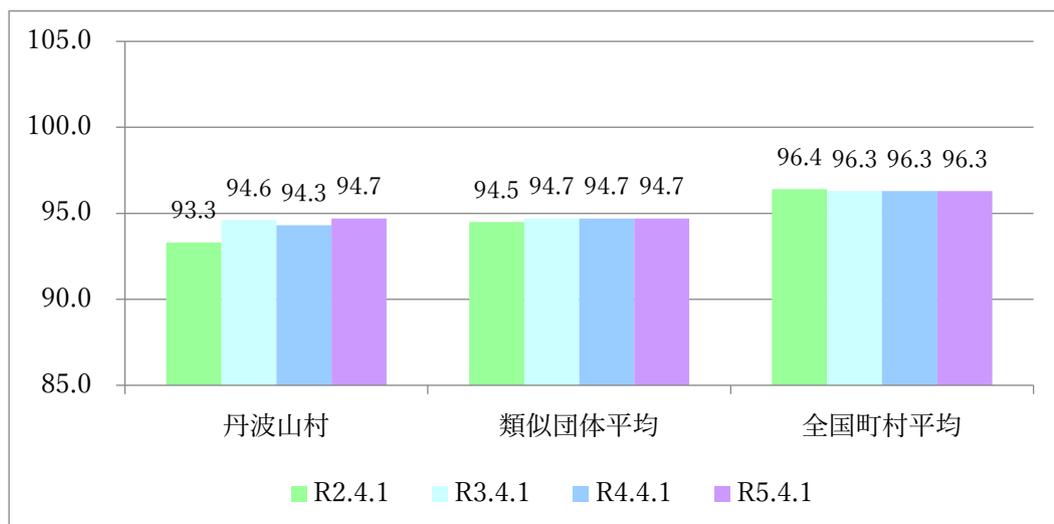
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
令和4年度	人 25	千円 76,095	千円 15,575	千円 28,009	千円 119,679

(参考)一人当たり給与費 B / A	(参考)町村類型 I-2 平均一人当たり給与費
千円 4,787	千円 5,369

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較する

ため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成29年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。

激変緩和のため、当面の間は経過処置（現給補償）を実施。

他の給料表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（5年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
丹波山村	38.2歳	271,939円	326,051円	276,859円
山梨県	43歳	406,971円	327,390円	363,188円
国	42.4歳	322,487円	—	404,015円
類似団体	41歳	292,377円	344,598円	319,247円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参 考 A/B
	平均 年齢	職員数	平均給料月 額	平均給与 月額 (A)	平均給与月 額 (国比較ベ ース)	対応する民 間の 類似職種	平 均 年 齢	平均給与月 額 (B)	
丹波山村	58.5歳	1人	227,400円	227,400円	224,334円	—	—	—	—
うち その他	58.5歳	1人	227,400円	227,400円	348,900円	—	—	—	—
山梨県	55.2歳	73人	349,952円	392,862円	371,385円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,941人	286,942円	—	329,178円	—	—	—	—
類似団体	48.6歳	2人	255,717円	283,608円	269,307円	—	—	—	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（5年4月1日現在）

区分		丹波山村	山梨県	国
一般行政職	大学卒	185,200円	190,115円	185,200円
	高校卒	154,600円	160,091円	154,600円
技能労務職	高校卒	151,900円	162,711円	—
	中学卒	143,800円	144,878円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（5年4月1日現在）

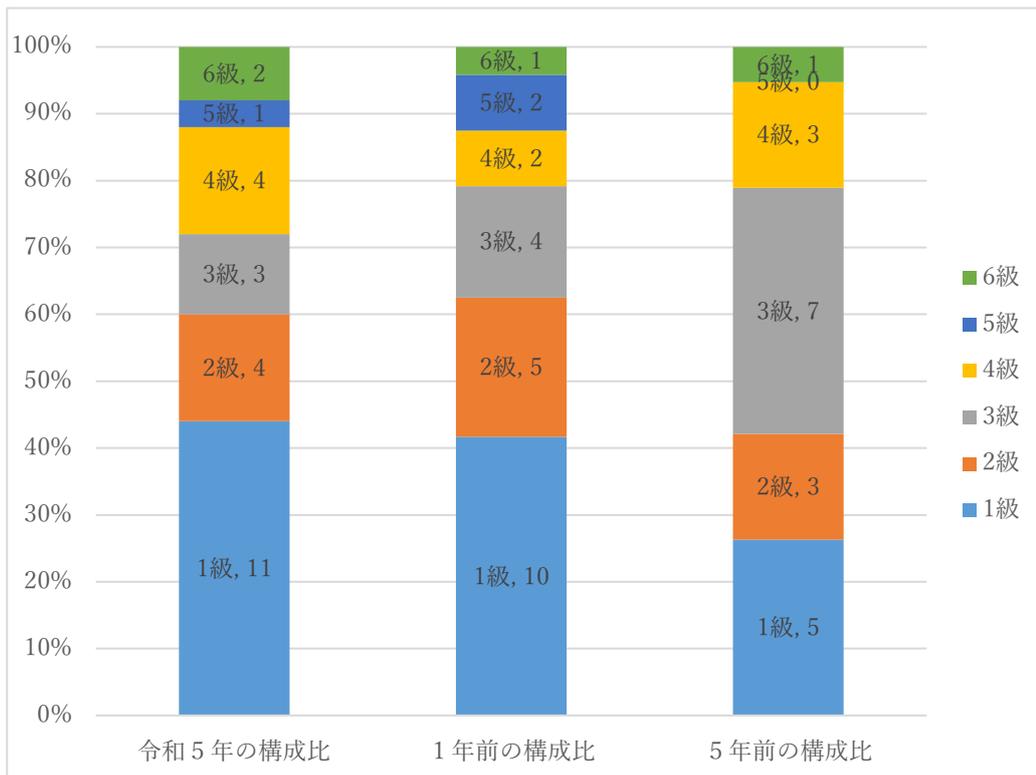
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	251,380円	341,100円	—	382,300円
	高校卒	—	241,700円	367,600円	—
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	223,900円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

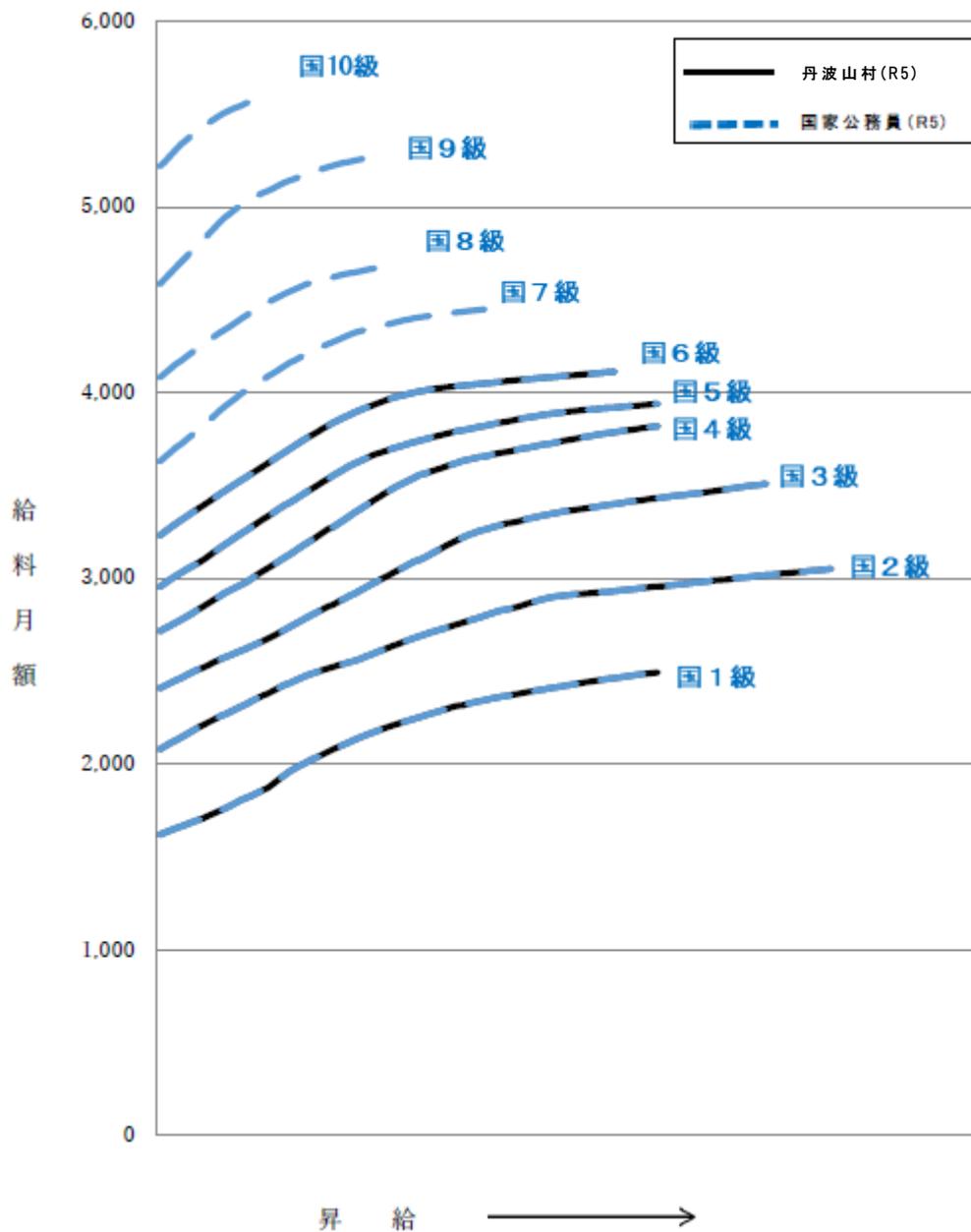
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（5年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事の職務	11人	44%	150,100円	247,600円
2 級	主任の職務	4人	16%	198,500円	304,200円
3 級	副主査又は主査の職務 会計管理者の職務	3人	12%	234,400円	350,000円
4 級	主幹、次長又は課長の職務	4人	16%	266,000円	381,000円
5 級	困難な業務を行う次長 又は課長の職務	1人	4%	290,700円	393,000円
6 級	複雑かつ困難な業務を行う課長の職務	2人	8%	319,200円	410,200円

- (注) 1 丹波山村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（5年4月1日現在）



丹波山村の1 級から6 級は国の1 級から6 級に相当します。

(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（丹波山村）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				

	標準の区分のみ（一律）			
ロ.	人事評価を活用していない			
	活用予定時期			

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

丹波山村	山梨県	国
1人当たり平均支給額(4年度) 1,268 千円	1人当たり平均支給額(4年度) 1,610 千円	—
(4年度支給割合) 期末手当 2.04月分 勤勉手当 2.0月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.0月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.0月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（丹波山村）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（5年4月1日現在）

丹波山村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分

最高限度 その他の加算措置 定年前早期退職時特例措置(割増率2~45%) 1人当たり平均支給額	47.709月分 47.709月分 1,039千円	最高限度 その他の加算措置 定年前早期退職時特例措置(割増率2~45%)	47.709月分 47.709月分
--	---------------------------------	--	----------------------

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		10,272千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		10,272千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		3.3%		
手当の種類(手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給 単価
診療報酬	診療所に勤務する 常勤の医師	診療所での医療 の提供	10,272千円	月額856千円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(4年度決算)	72,720千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	428千円
支給実績(4年度決算)	5,119千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	249,600千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

(5) その他の手当 (5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円 子等の扶養1人10,000円 特定扶養は5,000加算	同じ	なし	1,872千円	273,600円
住居手当	借家で家賃16,000を超える場合に限り、家賃の額に応じ27,000円を限度に支給	同じ	なし	1,818千円	193,200円
通勤手当	自動車等を使用する場合、通勤距離が片道2k	同じ	なし	2,371千円	224,400円

	m 以上の場合に支給				
管理職手当	管理者又は監督の地位にある職員に支給	同じ	なし	2,350千円	615,600円
日直手当	勤務1回につき4,400円支給	同じ	なし	994千円	52,800円
寒冷地手当	国家公務員に寒冷地手当に準じ支給 本村は4級地に該当	同じ	なし	1,383千円	715,200円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	村 長	520,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 810,000円 / 457,500円
	副 村 長	440,000円	650,000円 / 440,000円
報 酬	議 長	215,000円	395,000円 / 160,000円
	副 議 長	183,000円	320,000円 / 115,000円
	議 員	160,000円	300,000円 / 100,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(令和4年度割合) 3.95 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和4年度割合) 3.95 月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 市 区 町 村 長	給与月額×支給率(0.42)×1期(48期)	10,483,200円 任期毎
		給与月額×支給率(0.25)×1期(48期)	5,280,000円 任期毎
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

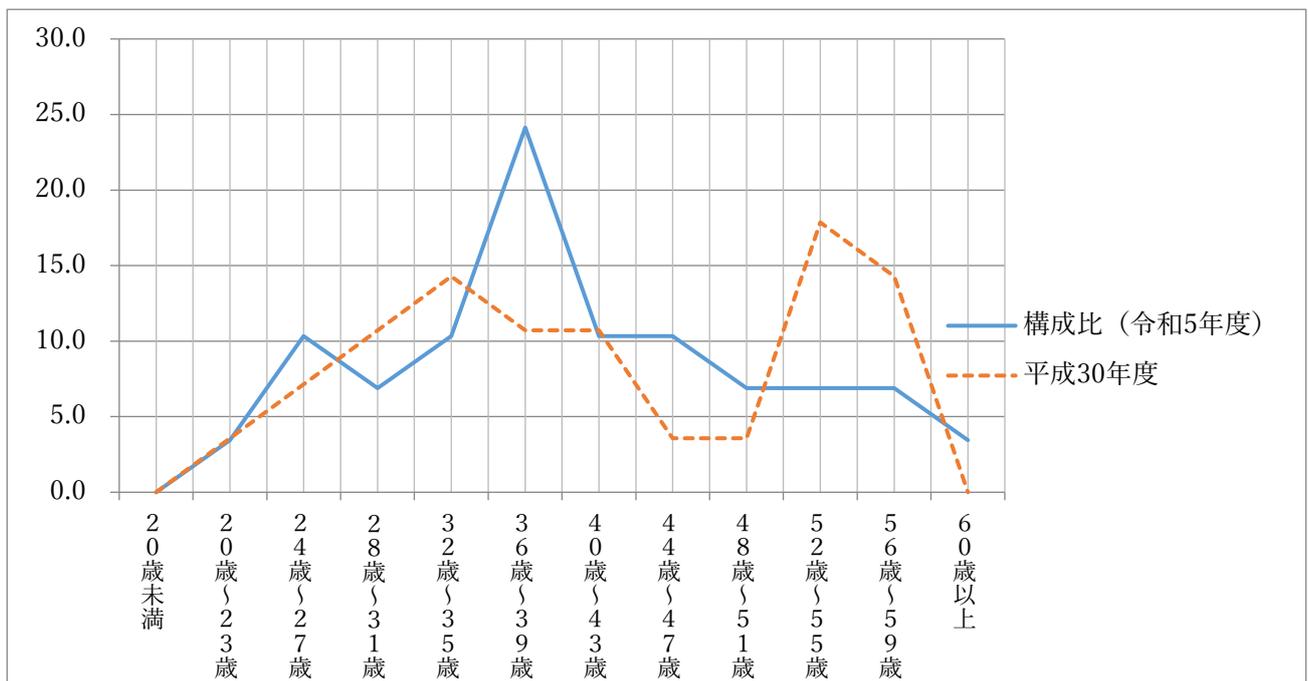
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和4年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1		
		総務	8	8		
		税務	1	1		
		農林水産	2	2		
		商工	2	2		
土木		0	1	1		
民生衛生		6	4	-2	事業会計処理上の都合のため 事業会計処理上の都合のため	
計	22	21	-1	<参考> 人口1万当たり職員数 406.97人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 221.45人)		
	教育部門	2	2	0		
	消防部門	0	0	0		
	小計	24	23	-1	<参考> 人口1万人当たり職員数 465.11人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 257.87人)	
公営企業等部門	病院	3	3			
	水道	0	1	1	事業会計処理上の都合のため	
	下水道	2	1	-1	事業会計処理上の都合のため	
	その他	1	2	1	事業会計処理上の都合のため	
	小計	6	7			
合計		28	29	0	<参考> 人口1万当たり職員数 562.01人	
		[32]	[32]	[32]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の内、村長事務部局、議会事務部局、教育委員会事務部局の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (5年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	1人	3人	2人	3人	7人	3人	3人	2人	2人	2人	1人	29人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	過去 5 年間の増減数(率)
一般行政	21	21	22	21	22	21	0(0%)
教育	1	2	2	2	2	2	1(200%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0%)
普通会計計	22	23	24	23	24	23	1(104.55%)
公営企業等会計計	6	5	5	6	6	7	1(116.67%)
総合計	28	28	29	29	30	30	2(107.14%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 職員の給与の男女の差

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	79.92%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	87.39%
全職員	60.54%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

係長相当職以上の女性職員がいないため、不掲載。

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	0%
31～35年	69.84%
26～30年	0%
21～25年	53.36%
16～20年	0%
11～15年	75.00%
6～10年	31.33%
1～5年	109.24%

【説明】

勤続年数 36 年以上、26～30 年以上、16～20 年は対象の女性職員がいないため、不掲載。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。